教私第1718号

令和６年７月11日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和６年度大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る

事業計画書等の提出について（通知）

　　標記について、下記のとおり御対応いただきますようお願いします。

記

**１．対象**

本補助金に係る事業の募集において、下記事業を実施し補助金を活用する意向がある旨を回答した園

・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）

・認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）

・認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）

・認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

・教育の質の向上のためのICT化支援事業

**２．提出資料**

・事業計画書

・事業計画内訳書（別紙１～５のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

**３．提出方法及び期限**

電子・紙媒体の両方の提出をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 方　法　※両方による提出が必要です | | 期　限 |
| 電子  （Excel様式） | [インターネット申請](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/3a8ca071-7388-4b8c-89ab-0ef6dd298f0d/start)  (↑Ctrlキーを押しながらクリック) | 令和６年７月31日（水曜日）  17時00分 |
| 紙 | 以下宛先へ郵送  〒540-8570　大阪市中央区大手前3-1-43  大阪府庁新別館南館10階  大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　宛 | 令和６年８月２日（金曜日）  当課必着 |

**４．今後の予定**

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業計画**の提出 | **内示**額の通知  （**R6.9**以降） | **交付申請**の提出  （未定） | **交付決定通知**  （未定） | **実績報告**の提出  （**R7.3**以降） | **額の確定通知**・**支払い**  （**R7.5**） |
| 各園（設置者） | 府 | 各園（設置者） | 府 | 各園（設置者） | 府 |

**５．留意事項**

・事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。

・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。

・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。

・ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文（留意点・FAQ等を含む）を必ず確認してください。

・各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。

・今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあてに送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

・本募集に関するお問い合わせ等については下記担当までメールにてご連絡ください。

【担当】

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ　國村、山本

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp